

平 成 22 年 度

男鹿市財政健全化等審査意見書

男 鹿 市 監 査 委 員

監 第 21 号
平成 23 年 8 月 22 日

男鹿市長 渡 部 幸 男 様

男鹿市監査委員 湊 忠 雄

男鹿市監査委員 笹 川 圭 光

男鹿市財政健全化等審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成22年度男鹿市財政健全化等比率の算定に関する書類を審査したので、結果について次のとおり意見を提出します。

平成 22 年度 男鹿市財政健全化審査意見書

I 審査の対象

平成 22 年度男鹿市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

II 審査の期間

平成 23 年 7 月 11 日から平成 23 年 8 月 19 日まで

III 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿市一般会計・特別会計歳入歳出決算書
- 男鹿市一般会計・特別会計決算審査資料
- 地方財政状況調査（決算統計）
- 健全化判断比率算定様式

IV 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位: %)

	健全化判断比率	平成 22 年度	平成 21 年度	増 減	早期健全化基準
①	実 質 赤 字 比 率	—	—	—	13.14
②	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	18.14
③	実 質 公 債 費 比 率	14.1	14.7	△ 0.6	25.0
④	將 来 負 担 比 率	135.2	158.7	△ 23.5	350.0

平成22年度 男鹿市下水道事業特別会計経営健全化審査意見書

I 審査の対象

平成22年度男鹿市下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

II 審査の期間

平成23年7月11日から平成23年8月19日まで

III 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿市下水道事業特別会計決算書
- 男鹿市下水道事業特別会計決算審査資料
- 地方公営企業決算の状況（決算統計）
- 公営企業会計に係る資金不足額等計算様式

IV 審査の結果

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位:%)

	比 率 名	平成22年度	平成21年度	増 減	経営健全化基準
①	資 金 不 足 比 率	—	—	—	20.0

平成22年度 男鹿市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

I 審査の対象

平成22年度男鹿市農業集落排水事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

II 審査の期間

平成23年7月11日から平成23年8月19日まで

III 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿市農業集落排水事業特別会計決算書
- 男鹿市農業集落排水事業特別会計決算審査資料
- 地方公営企業決算の状況（決算統計）
- 公営企業会計に係る資金不足額等計算様式

IV 審査の結果

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位:%)

	比率名	平成22年度	平成21年度	増減	経営健全化基準
①	資金不足比率	—	—	—	20.0

平成22年度 男鹿市漁業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

I 審査の対象

平成22年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

II 審査の期間

平成23年7月11日から平成23年8月19日まで

III 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿市漁業集落排水事業特別会計決算書
- 男鹿市漁業集落排水事業特別会計決算審査資料
- 地方公営企業決算の状況（決算統計）
- 公営企業会計に係る資金不足額等計算様式

IV 審査の結果

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位:%)

	比率名	平成22年度	平成21年度	増減	経営健全化基準
①	資金不足比率	—	—	—	20.0

平成21年度 男鹿市後期高齢者医療特別会計経営健全化審査意見

I 審査の対象

平成21年度男鹿市後期高齢者医療特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

II 審査の期間

平成22年7月12日から平成22年8月23日まで

III 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

※ 算定の基礎となる事項を記載した書類

- 男鹿市後期高齢者医療特別会計決算書
- 男鹿市後期高齢者医療特別会計決算審査資料
- 地方公営企業決算の状況（決算統計）
- 公営企業会計に係る資金不足額等計算様式

IV 審査の結果

審査に付された資金不足比率は下記のとおりであり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

	比 率 名	平成21年度	経営健全化基準
①	資 金 不 足 比 率	—	20.0 (%)